

浜松市告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年3月17日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年3月17日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

浜松市長 中野祐介

道路の種類	路線名	区間	別	幅員	延長	備考
市道	増楽2号線	浜松市中央区増楽町1584番4から 浜松市中央区増楽町1581番7まで	前	最小 4.63m ～ 最大 4.64m	9.52m	
			後	最小 6.00m ～ 最大 6.00m		